

代理人による【運転免許の取消し申請（自主返納）】・【運転経歴証明書交付申請】の申請ご案内

1 【申請要件】

- ・ 病気、負傷等やむを得ない理由により自ら手続きできないこと
- ・ 電話等により本人の意思が確認できること（記載事項変更を除く）
- ・ （返納手続きの場合）免許の全てを取消す申請（全部返納）であること

代理申請では「マイナ経歴」・「経歴証明書・マイナ経歴の2枚持ち」について申請はできません

2 申請時間・場所・必要なもの

申請区分	申請場所	受付日・ 受付時間※1	代理人申請が できる人	代理人申請できる要件、必要書類等
運転免許の 取消し申請	運転免許 センター	日曜日～金曜日 午前9:00～ 11:00 午後1:00～ 3:30	原則として 3親等以内 の親族 申請者本人 が入院中の 病院職員等 申請者本人 が入所中の 介護施設職 員等 成年後見人	【必要書類等】 1 申請者本人の運転免許証 2 代理人の身分証明書 3 埼玉県公安委員会指定の委任状・申立書 4 申請者本人と代理人の関係を確認できる書類※2 5 申請と同時に住所を変更する場合は新住所確認書類※3を提示 願います
	各警察署 (鴻巣署を除く)	月曜日～金曜日 午前9:00～ 11:00 午後1:00～ 3:30		
運転経歴証明 書 交付申請	運転免許 センター (即日交付)	日曜日～金曜日 午前9:00～ 11:00 午後1:00～ 3:30		【必要書類等】 上記「運転免許証の取消し申請」の必要書類等に加え、 1 申請手数料1,150円 2 写真1枚（縦3センチメートル、横2.4センチメートル、無 帽、 無背景、正面を向いているもの、白黒カラーいすれでも可） 3 警察署に申請した場合は、後日交付となります。郵送での受取 を希望する場合は、運転経歴証明書郵送用封筒（簡易書留料金分 の郵便切手を貼付し、受取人住所、氏名を記載したもの）1通 ◎ 運転免許の取消し申請をして5年以内に交付申請する方は、 上記「運転免許証の取消し申請」の必要書類「1 申請者本人の 運転免許証」に替えて「運転免許証の取消通知書」が必要となり ます（提示できない場合は、申請時お申し出ください）
	各警察署 (鴻巣署を除く) (後日交付)	月曜日～金曜日 午前9:00～ 11:00 午後1:00～ 3:30		
運転経歴証明 書 記載事項 変更	運転免許 センター (即日交付)	日曜日～金曜日 午前9:00～ 11:00 午後1:00～ 3:30		【必要書類等】 ○ 同居の親族又は同居人を代理人とする場合 ・ 申請者と代理人との関係が確認できる住民票の写し ・ 代理人の身分証明書 ○ 別居の親族、施設関係者又は成年後見人を代理人とする場合 ・ 申請者が自署により作成した委任状 ・ 申請者本人と代理人の関係を確認できる書類※2 ○ 氏名及び住所（県外から）を変更する場合は、本籍地記載の 住民票1通提示 ○ 住所（県内から県内）を変更する場合は、新住所を確認でき る書類※3
	各警察署 (鴻巣署を除く)	月曜日～金曜日 午前9:00～ 12:00 午後1:00～ 4:15		

- ※1 祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は除く
 ※2 親族の場合－戸籍謄本、住民票等、関係が確認できる書類及び代理人の身分証明書
 入院中の病院等職員の場合－代理人の身分証明書（病院の身分証明書等）
 入所中の施設等職員の場合－代理人の身分証明書（施設の身分証明書等）
 成年後見人の場合－登記事項証明書及び代理人の身分証明書
 ※3 新住所確認書類－健康保険証、納税通知書、公共料金のお知らせ、住民票等

注意事項

- 1 電話等により、申請者が自らの意思で運転免許を返納することが確認できない場合は申請できません
（成年後見人等による申請であっても確認は必須です）
- 2 運転経歴証明書用に提出される写真が、運転免許証の写真の基準に準じたものでない場合、申請できません
（基準については埼玉県警察ホームページを参照ください）
- 3 運転免許証の有効期限が満了している方は代理人による申請はできません
- 4 運転免許証を紛失していたり、汚損等により内容が一部判読できない場合は申請できません
- 5 運転免許証の住所地が埼玉県以外の方は申請できません
- 6 代理人による運転経歴証明書の再交付申請及び代理人による旧経歴証明書からの切替申請はできません
- 7 運転経歴証明書は、運転免許センターに申請する場合は即日交付ですが、システム障害などにより後日交付となる場合も
あります。警察署は後日交付となります。後日、警察署で受け取るか、郵送での受け取りを選択してください
郵送を希望する場合は、上記必要書類等に記載の要件を満たす返信用封筒1通を御用意下さい
- 8 外国籍の方は、在留期間が確認できる在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書及び旅券等を提示願います
- 9 委任状・申立書は、埼玉県警察ホームページからダウンロードできますが、県内警察署の運転免許窓口にて用意してあります
ので、あらかじめ作成のうえ、申請時に提出して下さい